

○創垂館の利用再開後、どのようなことができるのか。

設備：調理台（IH）、空調（今後発注予定）

備品：現在、青年の家（文化財団）で確認中

1) 新しい講座やイベント

2) 既存の講座やイベントで会場を替えて実施できるもの

（青年の家事業、ジュニアセミナーなど）

3) 児童生徒の活動など

4) その他意見

創垂館について

施設名	創垂館
設置 * 設置管理条例有	「小牧市青年の家等の設置及び管理に関する条例」 共同生活を通じ、規律、協同、友愛の精神のかん養を図り、心身共に健全な青少年の育成を図ることを目的とする施設
施設形態	青年の家の付属施設 青年の家と同様、社会教育施設としての貸館
貸出形態	1棟
管理体制	指定管理者へ委託 (H30.4.1～H35.3.31) 施設利用者の増加や稼働率を高めるための取組 ・青年の多様なニーズへの対応 ・歴史や小牧山を活かして
歴史的価値 (史跡小牧山保存活用計画より)	明治21年(1888年)に建設。小牧山が愛知県の所有であったときに山頂西側の曲輪に建設され、迎賓館の機能を有していた。明治22年(1889年)から小牧山とともに尾張徳川家の所有となり、明治から大正期には同家主催の園遊会が催された。
移築後の利用状況 (史跡小牧山保存活用計画より)	新制小牧中学校の作法室として、茶道部、華道部の活動だけでなく、教職員の懇親会や卒業生のクラス会に利用。昭和39年(1964年)に青年の家が隣接で建てられてからはその付属施設となり、宿泊者の懇親会場の他、茶道、花道、民謡などの教室として使用されてきた。
利用停止前の利用状況	茶席、お茶・お華の講座、ミーティング 等
施設内容	取次の間・主座敷(16畳半)・次の間(10畳)・広縁等
工事後の変更点	復原的工事のため、施設内容の変更はないが、水洗トイレ・台所等は現代仕様とし、電気・水道を備える。
その他	* 飲食(アルコールも含む)は不可としたい ⇒他の公共施設の会議室利用と同様 * 宿泊は青年の家でのみ可
利用再開予定	令和4年度